

岩手県告示第897号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者国土交通大臣から申立てがあった。

平成28年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道・青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠地内から岩手県久慈市夏井町鳥谷第7地割地内まで）並びにこれに伴う県道、町道及び普通河川付替工事
- 2 収用の手続を開始する起業地 岩手県九戸郡洋野町種市第45地割字北ノ沢、種市第37地割字西平内、種市第31地割字堤沢、種市第28地割字南川尻、種市第24地割字横手、種市第21地割字板橋、種市第2地割字八木、種市第1地割字南八木、中野第6地割字一本木、中野第8地割字石羽沢、中野第13地割字大粒来及び中野第7地割字尺沢地内
- 3 使用の手続を開始する起業地 岩手県九戸郡洋野町種市第45地割字北ノ沢、種市第37地割字西平内、種市第31地割字堤沢、種市第28地割字南川尻、種市第24地割字横手、種市第21地割字板橋、種市第2地割字八木、種市第1地割字南八木、中野第6地割字一本木、中野第8地割字石羽沢、中野第13地割字大粒来及び中野第7地割字尺沢地内
- 4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 洋野町役場種市庁舎